

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員会の公開等)</p> <p>第14条 委員会の会議は、公開する。</p> <p>2 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、委員会の傍聴人数の制限、傍聴人の遵守事項その他傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第14条 委員会の会議は、公開する。<u>ただし、傍聴希望者が集中し、入室を制限する必要があるときは、委員長は、傍聴人の人数を制限することができる。</u></p> <p>2 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。